平成２２年（フ）第７５４７号
大阪府茨木市白川３丁目２番４―101号
債務者　井上　和美
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５５３号
大阪市天王寺区寺田町２丁目４番12―1001号
債務者　川辺　勝利
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５６１号
大阪市住吉区苅田３丁目17番５号　ハイツ南花園201号
債務者　池浦　　明
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５６９号
大阪府門真市栄町14番14号
債務者　小笠原万包
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５７０号
大阪府東大阪市横沼町１丁目６番13号
債務者　三浦　陽一
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５８号
山形県米沢市太田町５丁目1581番地
債務者　今井　久子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２７２５号
名古屋市西区庄内通４丁目19番地　フォレスト庄内通５Ｂ号
債務者　小沼　文孝
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５６号
滋賀県長浜市小堀町208番地５　コンフォートハウス長浜Ⅰ　101号室、前住所滋賀県長浜市港町１番29号
債務者　濱川　恵栄
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
滋賀県長浜市八幡東町254番地
債務者　秋田千代子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第３７６号
岡山県笠岡市東大戸1899番地２
債務者　高橋　正之
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３８８号
岡山県倉敷市庄新町11番４－５号
債務者　土井　直之
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
茨城県鹿嶋市和958番地９
債務者　若松　　忠
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１２１号
茨城県神栖市神栖３丁目９番19号
債務者　宮本富至子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１２７号
茨城県神栖市波崎9420番地33　豊ケ崎住宅Ａ―302
債務者　竹口　真里
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第６９２号
埼玉県入間市大字野田1471番地１　宮の森団地１―106
債務者　原口　香織（旧姓嶋田）
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７１８号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井849番地48
債務者　鈴木　幸嗣
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７２９号
埼玉県狭山市大字北入曽755番地の１　１―410
債務者　笹谷　義則
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７３０号
埼玉県狭山市大字北入曽755番地の１　１―410
債務者　笹谷　始以
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部